

広島県告示第三百六十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和八年三月二十六日

広島県知事 横 田 美 香

所在地	広島県廿日市市宮島口西一丁目地内		
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称
	急傾斜地の崩壊	表区域の示	土砂災害特別警戒区域
対巖山（二七二九）	次の図のとおり	区域の名称	区域の名称
		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称
			区域の名称

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所廿日市支所に備え置いて縦覧に供する。

区域の名称
第九区
第二表
及第
項に
び法
定九
条の
表示
及び
警戒
区域
の土
砂災
害に
おき
ける
土砂
災害
防止
対策
の推
進に
関し
ての
法律
（平
成十
二年
法律
第五
十七
号）
第七
条第
一第
九条
第一
項の
規定
によ
って
指定
する
こと
を旨
とし
ての
告示
（令
和八
年三
月二
十六
日）
の第
三第
四第
五第
六第
七第
八第
九第
十第
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十
三十一
三十二
三十三
三十四
三十五
三十六
三十七
三十八
三十九
四十
四十一
四十二
四十三
四十四
四十五
四十六
四十七
四十八
四十九
五十
五十一
五十二
五十三
五十四
五十五
五十六
五十七
五十八
五十九
六十
六十一
六十二
六十三
六十四
六十五
六十六
六十七
六十八
六十九
七十
七十一
七十二
七十三
七十四
七十五
七十六
七十七
七十八
七十九
八十
八十一
八十二
八十三
八十四
八十五
八十六
八十七
八十八
八十九
九十
九十一
九十二
九十三
九十四
九十五
九十六
九十七
九十八
九十九
百